

三浦半島マウンテンバイククラブ 運営規約

第1条（名称）

名称は、「三浦半島マウンテンバイククラブ」（以下、「本団体」）とする。
英文名称は「Miura Peninsula Mountain Bike Club」とする。

第2条（所在地）

本団体の事務局は、代表者の居住する住所地をもってその所在地とする。

第3条（目的）

本団体は、神奈川県の上三浦半島地域（横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、横須賀市、三浦市）において、マウンテンバイクを楽しめる持続可能な環境を作ることをその運営目的とする。

第4条（事業）

本団体は、第3条の目的を達成するために次の事業をおこなう。

1. マウンテンバイクの走行マナー、安全に楽しむための技術や情報を周知するための活動。
2. 三浦半島地域の地権者、行政、自然環境の保全活動をする他団体との交流。
3. トレイル整備などの地域活動への参加。
4. 三浦半島以外の地域で活動するほかのマウンテンバイク関連の団体との交流および協働。
5. その他、マウンテンバイクに関連する一切の活動。

第5条（会員）

本団体は、下記に示す会員をもって組織する。

1. 正会員は本団体の目的に賛同して活動や運営に関与する個人とする。正会員は総会での議決権を有する。
2. 賛助会員は本団体の目的に賛同し、本団体を支援する個人、法人および団体とする。賛助会員は総会での議決権を持たない。賛助会員は、別項に定める賛助会費を納めることにより本団体の活動を支援する。

第6条（会員資格）

1. 本団体の会員とは、本団体の目的や事業に賛同したうえで、別途定める書式にて申し込み、役員による承認を得た者とする。
2. 会員の会員資格の有効期限は本団体の事業年度（4月1日～翌年3月31日）とする。
3. 前年度の活動参加実績がない正会員については、役員が正会員資格の継続可否を判断する。

第7条（会費・寄付）

1. 正会員の会費は、年額2,000円とする。この金額には、整備活動中に係るボランティア保険加入費を含むものとする。
2. 本団体の活動に必要な経費について、会員に寄付を募る場合がある。
3. 賛助会員の賛助年会費は、1口 2,000円とし、口数の上限は定めない。
4. 一度払い込まれた会費および寄付金については、いかなる理由があっても返還しない。

第8条（会員資格の停止・解除）

下記に定める事項のいずれかに該当する場合、代表は役員に諮り、該当するメンバーの会員資格を停止または解除できる。

1. 本規約に違反した者。
2. トレイルの利用者に対して危険を及ぼす行為またはトレイルを破壊する行為を繰り返す者。
3. 本団体、本団体の会員または第三者を誹謗中傷する行為をおこなった者。
4. 反社会的行為、公序良俗に反する行為をおこなった者。
5. その他、本団体の運営目的に照らし、本団体のメンバーであることが望ましくないと判断される者。
6. 本人が死亡した場合。

第9条（会員の退会）

1. 本団体の会員は、別途定める所定の書式にて退会の意思を役員に伝えることにより、任意に退会することができる。
2. 本団体により定められた期日までに年会費を納めない場合、役員判断により退会したものとみなす。

第10条（役員）

本団体は以下の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 総務役 1～2名
3. 会計 1名
4. 監査 1名

第11条（役員の仕事）

役員の仕事を下記の通りに定める。

1. 代表は、本団体の円滑な運営に努める。
2. 総務役は、代表を補佐し、本団体の活動において事務運営を担当する。
3. 会計は、本団体の出納事務を担当する。
4. 監査は、本団体の業務および財産の状況を監査する。

第12条（役員を選任と解任および任期）

1. 本団体の役員は、総会において本人の承諾を得て、正会員の中から互選により選任する。
2. 役員に、任務の執行が困難な事由が発生した場合、または役員やその任務にふさわしくない行為があった場合には、総会の議決によりこれを解任できる。
3. 事前の申告がないかぎり、役員任期は2年間とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務をおこなわなければならない。

第13条（役員報酬）

本団体の役員は無報酬とする。ただし任務のために必要な実費等は支給する。

第14条（総会）

1. 本団体の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。
2. 通常総会は、翌年度の計画のため、毎年1月から事業年度の終了までの期間に代表が招集し、役員改選、規約改定、その他本団体の運営に関する事項を決議する。
3. 会計報告は、事業年度の終了後、3ヶ月以内にレポート形式で報告することも可とする。
4. 臨時総会は、必要に応じて代表が招集する。
5. 本団体の総会は役員総数の二分の一以上の出席により成立する。
6. 総会での議決権は役員および正会員が有するものとし、その議決権は平等とする。
7. 総会の議事は出席した議決権保持者の過半数をもって決し、可否同数の際には、議長の決するところによる。

第15条（事業年度）

本団体の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会計年度も同様とする。

第16条（経費等）

1. 本団体の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。
2. 費用が発生し、本団体が保有する資金でまかなえない場合は、正会員、賛助会員からの寄付、クラウドファンディングなどで収入を得てこれをまかなう。

第17条（規約改正）

この規約は、総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. この規約は2021年6月1日から適用する。

改定履歴

改定	変更内容
2018年4月1日 改定1	2018年2月3日の臨時総会の決議内容を反映した。 <ul style="list-style-type: none">• 通常総会の開催時期• 会計報告についての実施方法
2019年5月30日 改定2	2019年5月13日の年次総会の決議内容を反映した。 <ul style="list-style-type: none">• 役員の任務（副代表の廃止、総務役の新設）• 役員の改選に伴い、初代代表についての記載削除
2019年11月1日 改定3	<ul style="list-style-type: none">• 団体名を「三浦半島マウンテンバイク・プロジェクト」から「三浦半島マウンテンバイククラブ」に改称した。• 役員の名称を変更した（総務役→世話役）
2021年6月1日 改定4	2021年5月8日の年次総会の決議内容を反映した。 <ul style="list-style-type: none">• 年会費の新設• 役員の名称を変更した（世話役→総務役）